

11 自動車に乗るとき、チャイルドシートを後部座席に取り付けて使用していますか。

助手席に赤ちゃんを抱っこして車に乗るのは危険です。車が衝突すると腕から飛び出し、顔や頭をシートやダッシュボードにぶつけて、事故の衝撃をまともに受けてしまいます。また、エアバッグつきの車の助手席にはチャイルドシートを取り付けるのは、衝突によってエアバッグが作動すると押しつぶされて危険です。



車に乗せるときは年齢にあったチャイルドシートを後部座席に取り付け使用する。

12 よだれかけのひもは外してから赤ちゃんを寝かせていますか。

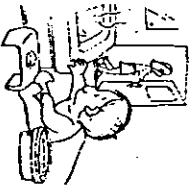
よだれが多くなるとよだれかけは外かせませんが、赤ちゃんは寝返りをしたり、すり上がったりと、周りのきつい服やよだれかけをつつくめいていると、窒息をしよう危険があります。



赤ちゃんを寝かせるときはよだれかけははずす。首にかけるとエプロンや衣類のひも、おもちゃのひもは注意する。

13 入浴中の赤ちゃんを一人にして目を離すことがありますか。

入浴させたり水遊びをさせている途中に、見えなかに眠れるようになったばかりの赤ちゃんを一人にして、電話を取りにいったり、電話にでたりと目を離したすきに溺水事故は起きています。



入浴中の赤ちゃんからは目を離さない。



著者 国立保健医療科学院 生涯保健部
田中 哲郎
株式会社 まほろば
〒105-0001

東京都港区ノ門1-25-12
TEL.03-3503-7846
FAX.03-3503-7847

健康関係は郵政により異なりますので、上記発行所までお問い合わせください。

複製禁止

子どもに 安全を プレゼント

6か月児健診用
(6～9か月児対応)



事故防止のポイント<その3>

国立保健医療科学院 生涯保健部
田中 哲郎

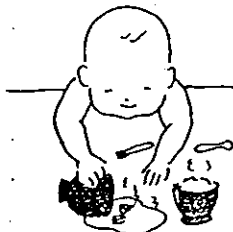
やけど

*ポットを抱きかかえて倒し、お湯がこぼれてやけどをしてしまった。(8か月)

*炊飯器の噴出し口に手をかざして蒸気を浴びてしまった。(9か月)

*一人でつかまり立ちをしようとして、ストーブに手をついてしまった。(8か月)

*テーブルの上のお椀に入った味噌汁をこぼして、手にやけどをしてしまった。(9か月)



床に置いてあるポットにつかまり立ちをしようとして、ひっくり返しお湯をこぼしてしまったり、炊飯器の蒸気の噴出し口に手を近付けたら、ヒーターの噴出し口に指を入れてしまうとやけどをします。

赤ちゃんは、熱いものでも平気で触ってしまうので、食事中でも手の届く所に熱い物を置かないようにしましょう。



*ポットや炊飯器は手の届かない所に置きましょう。

*熱い食べ物や飲み物はテーブルの中央に置きましょう。

*ストーブやヒーターは必ず安全栅で囲いましょう。

はさみ事故

*ビデオデッキの戸の中に指を入れ、はさまれてしまった。(9か月)

*赤ちゃんを抱いてエレベーターに乗っていて、ドアが開くとき赤ちゃんの手がはさみこまれてしまった。(11か月)



赤ちゃんの小さな指はちょっとしたすき間にも簡単に入ってしまう。ドアをいたずらしているのに気づかずドアを閉めてしまったり、開けておいたドアが風で急に閉まって指がはさまれてしまう事故があります。



*ドアの開閉をするときは、赤ちゃんの手の位置を確認しましょう。

*ドアを開けておくときは、ドアストッパーなどで固定しましょう。

*すき間には指を入れて遊ばないようにガードをしておきましょう。

子どもの事故はちょっとした気配りで防げます。
この時期に多い事故防止のポイントをまとめてみました。
ご参考になれば幸いです。



●健診受診医療機関名

著作：国立保健医療科学院生涯保健部 田中哲郎

誤 飲

*ハイハイをしてベランダへ出て行き、室外機の上に置いてあった灰皿の中のタバコを誤飲してしまった。(11か月)

*トイレに置いてあった灰皿のタバコの吸殻を食べてしまった。(11か月)

*おもちゃのゲームをいじっていて、知らないうちにボタン電池を誤飲していた。(9か月)



手の届くところの物がつかめるようになると、小物はつまんで口に入れてしまうので、口の中へ入る物には注意が必要です。

大人が口にするタバコに興味津々で、この時期からタバコの誤飲事故が多くなります。タバコは2センチ以上飲み込むと命にかかわることがあります。



*タバコや灰皿はいつも手の届かないところに置きましょう。

*部屋の中の整理整頓をしましょう。

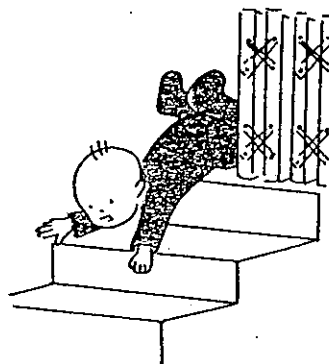
転 落

*2階の階段の柵を閉め忘れていて、目を離したすきに落ちてしまった。(11か月)

*朝、母親が台所の仕事をしている間に、階段にハイハイをして行き、のぼってしまい転落。(9か月)

*歩行器に乗ったまま2階から転落してしまいました。(10か月)

*玄関にお座りをさせておき、自動車に荷物を取りに行っている間に玄関より転落。(11か月)



ハイハイが始まると階段や段差があるところでは目が離せません。赤ちゃんからちょっと目を離したすきに転落事故はおこっています。階段や段差があるところには柵をつけることで、転落事故の大部分は防げます。

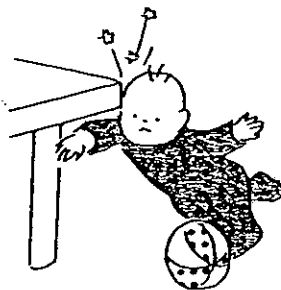


階段の柵は1階部分と2階部分の両方に取り付け、閉め忘れないようにしましょう。

転 倒

*ヨチヨチとつかまり立ちをしていて、よろけて机の角におでこをぶつけてしまった。(11か月)

*ボールペンを口にくわえたまま転倒し、ボールペンが口の中に刺さってしまった。(11か月)



つかまり立ちや歩き始める赤ちゃんに転倒はつきもので、おもちゃをくわえて倒れると口の中をけがしてしまったり、目の高さにある家具や柱の角に頭やおでこをぶつけてしまいがちです。お座りをしている時、バランスを崩し、前のめりや後ろに倒れたりするので、近くに敷居や家具があるとぶつかってしまいます。



*角のするどい家具やテーブルの端はカバーをしておきましょう。

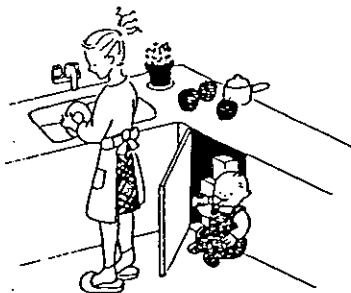
*硬い積み木などのおもちゃに注意しましょう。

*先がとががっていたり、硬い物は口の中に入れないようにしましょう。

誤飲

*台所でちょっと目を離したすきに、哺乳瓶に入っていた洗剤を飲んでしまった。(1歳6か月)

*洗面所にあったお風呂用洗剤を飲んでしまった。(1歳3か月)



お母さんが使うものに興味津々で、台所・浴室・洗面所・トイレなどに洗剤、化粧品、医薬品を無造作においておくのは禁物です。

電池のふたが開いて知らないうちにボタン電池を飲み込んでしまったり、指輪や硬貨を誤飲してしまうことがあるので、自分の家だけではなく外出先でも注意が必要です。



*タバコや灰皿はいつも手の届かないところに置きましょう。

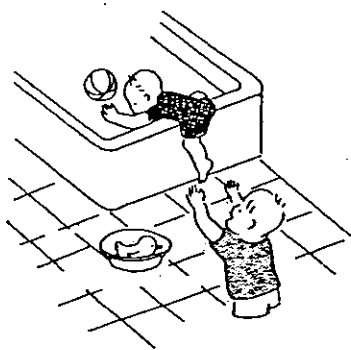
*化粧品や洗剤は手の届かないところに置き、棚の扉は開けられないようにしておきましょう。

*部屋の中の整理整頓をしましょう。

おぼれる

*母親と入浴中、母親がシャンプーで目を離したすきに、浴槽内に立っていたはずがうつぶせに浮かんでいた。(1歳1か月)

*兄や姉と遊んでいるうち一人で浴室に入り込み、浴槽に落ちていた。(1歳5か月)



ひとりでどんどん歩き回るようになると、掃除をしようとして浴室のドアを開けておいたら、知らないうちに入りこみ溺れていたり、入浴しようとして浴槽のふたを開けておいたため転落しておぼれてしまう事故があります。



*入浴後、2歳のお誕生日までは浴槽のお湯は抜いておきましょう。

*簡単に浴室に入れないように、ドアには外鍵をつけましょう。

子どもの事故はちょっとした気配りで防げます。
この時期に多い事故防止のポイントをまとめてみました。
ご参考になれば幸いです。

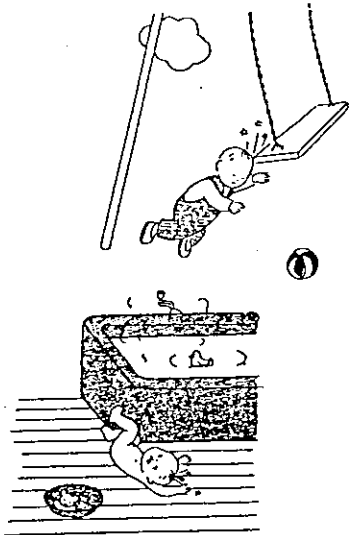


●健診受診医療機関名

著作：国立保健医療科学院生涯保健部 田中哲郎

転倒

- *公園で遊んでいてつまずいて転倒し、ブランコの金具で顔を打ってしまった。(1歳4か月)
- *居間のカーペットで滑り、サッシに頭をぶつけてしまった。(1歳5か月)
- *お風呂場で足を滑らせて床で頭を打ってしまった。(1歳3か月)

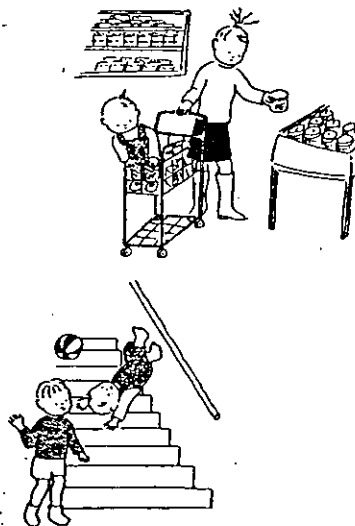


床に出してあるおもちゃや敷き・コードにつまずいたり、フローリングの床で靴下を履いていて走って滑ったり、お風呂の床で滑ったり、子どもはよく転ぶので子どものまわりには気配りが必要です。

- *角のするどい家具やテーブルの端はカバーをしておきましょう。
- *子どものまわりに、つまずきやすい物や段差がないか確認しましょう。

転落

- *ベビーカーから身を乗り出して何かを取ろうとして床に顔から落ちてしまった。(1歳3か月)
- *スーパーに買い物に行き、カートに乗せていたが転落してしまった。(1歳5か月)
- *兄弟で遊んでいるとき、兄の後ろを追って階段を降りようとして、滑って13段転落してしまった。(1歳3か月)



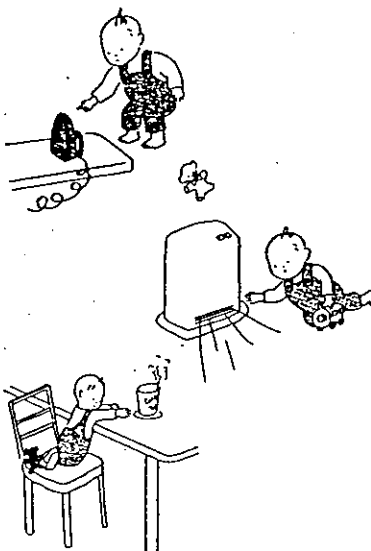
椅子に座っているときはまだまだじっとしてられません。ベビーカーの車輪が段差や溝にはまったり、ぶら下げていた荷物の重みでひっくり返ってしまったり、子どもが急に立ち上がって転落してしまう事故がおきています。

大人の目が離れることがあっても安全なように、転落の危険があるところには柵をつけたりカギをかけておくことで転落事故は防止できます。

- *ベビーカーに乗せるときは必ずベルトを締めましょう。
- *階段の柵は閉め忘れないようにしましょう。

やけど

- *まだ熱いアイロンが畳の上におり、アイロンに手を伸ばして触ってしまった。(1歳3か月)
- *温風ヒーターの噴出し口に手を当ててしまい、やけどをしてしまった。(1歳5か月)
- *カップめんにお湯を入れているときにこぼし、やけどをしてしまった。(1歳4か月)



ちょっと目を離したすきに、ガス台から下ろしたばかりの鍋やヤカン、使い終わったばかりのアイロンを触ったり、テーブルの上の熱い食べ物・飲み物をひっくり返してやけどをしてしまう事故があります。熱いものはすぐに手の届かないところに置くことでやけどは防げます。

- *アイロンはすぐに手の届かない所に置きましょう。
- *熱い食べ物や飲み物はテーブルの中央に置きましょう。
- *ストーブやヒーターは安全柵で囲いましょう。

子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究

市町村の事故防止活動の現状と希望するマニュアル内容

亀井美登里 千葉県健康福祉部
田中 哲郎 国立保健医療科学院生涯保健部
石井 博子 国立保健医療科学院生涯保健部
梅田 勝 独立行政法人 国立病院機構

要旨

市町村の事故防止活動の現状と効率的に事故防止活動を行うために希望するマニュアルの内容について全国 3,110 の市町村に調査を依頼し、1,995 市町村から回答を得て分析を行った。

市町村の事故防止活動の実施状況は、乳幼児健診時に実施が 1,772 市町村（88.8%）、育児教室時に実施が 807 市町村（40.5%）、新生児訪問時に実施が 735 市町村（36.8%）、母子健康手帳交付時に実施が 414 市町村（20.8%）、母親・両親学級時に実施が 286 市町村（14.3%）、子育てサロン時に実施が 231 市町村（11.6%）などであった。

また、健診時の指導方法はパンフレットの配布が 1,645 市町村（92.8%）、安全チェックリスト等を使用した助言が 291 市町村（16.4%）、パネルの展示が 187 市町村（10.5%）などであった。

事故防止活動の充実度に対する担当者の考え方は、大変充実しているとの考えが 4 市町村（0.2%）、充実しているが 25 市町村（1.3%）、普通であるが 802 市町村（40.2%）、やや不足との考えが 694 市町村（34.8%）、不足との考えが 403 市町村（20.2%）で、不足との考えが半数を超えていた。

市町村が希望する事故防止マニュアルの内容としては、乳幼児健診時の指導方法が 1,567 市町村（78.5%）、育児教室・子育てサロン等での指導方法が 1,154 市町村（57.9%）で、市町村が事故防止指導をするに当たってマニュアル以外に必要なものとしては、発達毎の事故防止パンフレットが 1,557 市町村（78.0%）、安全チェックリストが 1,085 市町村（54.4%）、子どものための安全教育教材が 630 市町村（31.6%）、事故防止を促す喚起教材が 580 市町村（29.1%）、事故防止パンフレットが 572 市町村（28.1%）であった。

教材開発や教材の提供により事故防止活動をサポートするため、中央に事故防止センターを設置することについては 2/3 の市町村が必要としていた。

はじめに

子どもの事故は 1 歳以降の小児期において死因順位の第一位にあり、全死因に対する割合も高い。また、最近の研究により事故防止指導を積極的に実施すれば事故の発生率を低くすることが可能である¹⁾²⁾ことが明らかになり、事故防止活動が必要とされている。

また、わが国だけではなく、先進国においても子どもの事故防止活動が積極的に行われている³⁾。

これらのことより、わが国においても「健やか親子 21」「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」「少子化社会対策大綱」において子どもの事故防止対策の推進

が取り上げられ、目標値として事故防止対策に取り組んでいる市町村の割合を100%にすることが掲げられている。

しかし、平成13年および16年秋に実施した調査結果では、市町村の子どもの事故防止に対する取り組みは十分とは言えない状況であった^{4) 5)}。

以上のことより、市町村が事故防止活動を推進するための指導マニュアルが必要とされたことより、市町村の事故防止活動の現状と活動を効率的に行うために希望するマニュアルの内容を知ることを目的に全国3,110の市区町村に対して調査を実施した。

方法および対象

平成16年秋に全国3,110の市区町村の母子保健担当者に対して、郵送にて調査用紙への記入を依頼し、匿名で返信する方法にて実施した。

結果

1. 回答数

全国3,110の市区町村に依頼し、回答は1,995の市町村より得られ、回収率は64.1%であった。市が428通(21.5%)、区が13通(0.7%)、町が1,027通(51.5%)、村が301通(15.1%)、不明が226通(11.3%)であった(表1)。

1. 事故防止活動の現状

1) 事故防止協議会・事故防止センターの設置

「健やか親子21」に設置することが望ましいとされている事故防止協議会の設置は8市町村(0.4%)、事故防止センターは4市町村(0.2%)、それらが未設置が1,901市町村(95.3%)、不明が82市町村(4.1%)であった。

2) 市町村の事故防止活動の実施状況

市町村の事故防止活動の実施状況については、乳幼児健診時に実施が1,772市町村(88.8%)、育児教室時に実施が807市町村(40.5%)、新生児訪問時に実施が735市町村(36.8%)、母子健康手帳交付時に実施が414市町村(20.8%)、母親・両親学級時に実施が286市町村(14.3%)、子育てサロン時に実施が231市町村(11.6%)、事故防止教室が74市町村(3.7%)、その他が271市町村(13.6%)であった(表2)。

3) 健診時の指導の形態及び方法

健診時に事故防止指導を行っている1,772市の指導の形態は、個別指導が1,302市町村(73.5%)、集団指導が643市町村(36.3%)、その他が57市町村(3.2%)、不明が45市町村(2.5%)であった。

また、指導方法はパンフレットの配布が1,645市町村(92.8%)、安全チェックリスト等を使用した助言が291市町村(16.4%)、パネルの展示が187市町村(10.5%)、ビデオ放映が44市町村(2.5%)、安全グッズ等の展示が156市町村(8.8%)、その他が205市町村(11.6%)、不明が24市町村(1.4%)であった(表3)。

4) 健診時以外に市町村で独自に行っている事故防止対策

健診時以外に事故防止対策を独自に行っているのは364市町村(18.2%)、特に行っていないのが1,577市町村(79.0%)、不明が54市町村(2.7%)であった(表4)。

5) 事故の実態調査(サーベイランス)

事故の実態調査(サーベイランス)の実施については、継続的に実施しているが109市町村(5.5%)、実施したことがあるが135市町村(6.8%)、実施したことがない1,713市町村(85.9%)、不明が38市町村(1.9%)であった(表5)。

6) 事故防止活動の充実度

貴市町村における事故防止活動の充実度に対する担当者の考え方は、大変充実しているとの考えが4市町村(0.2%)、充実しているが25市町村(1.3%)、普通であるが802市町村(40.2%)、やや不足との考えが694市町村(34.8%)、不足との考えが403市町村(20.2%)、不明が67市町村(3.4%)であった(表6)。

2. 市町村の希望する事故防止マニュアル

1) 希望するマニュアルの内容

市町村が希望する事故防止マニュアルの内容としては、乳幼児健診時の指導方法が1,567市町村(78.5%)、育児教室・子育てサロン等での指導方法が1,154市町村(57.9%)、遊びの場面での指導方法が1,111市町村(55.7%)、新生児訪問時の指導方法が791市町村(39.6%)、サーベイランスの方法が487市町村(24.4%)、母親・両親学級時の指導方法が421市町村(21.1%)、予防接種の機会を利用した指導方法が322市町村(16.1%)、その他が12市町村(0.6%)

であった(表7)。

2) 事故防止指導のためのマニュアル以外に必要なもの

市町村が事故防止指導をするに当たってマニュアル以外に必要なものとしては、発達毎の事故防止パンフレットが1,557市町村(78.0%)、安全チェックリストが1,085市町村(54.4%)、子どものための安全教育教材が630市町村(31.6%)、事故防止を促す喚起教材が580市町村(29.1%)、事故防止パンフレットが572市町村(28.1%)、その他が28市町村(1.4%)であった(表8)。

3) 中央に事故防止センターの設置の必要性

市町村の事故防止を支援するために、中央に事故防止センター設置のついての市町村担当者の考えは、設置の必要性があるが1,327市町村(66.5%)、設置の必要はないが318市町村(15.9%)、その他が206市町村(10.3%)、不明が144市町村(7.2%)であった(表9)。

4) 事故防止マニュアルの配布方法

事故防止マニュアルの希望する配布方法は書籍で無料配布の希望が1,543市町村(77.3%)、インターネットで無料配信が673市町村(33.7%)、書籍で有料配布が24市町村(1.2%)、その他が15市町村(0.8%)などであった(表10)。

考察

事故防止は政府の少子化社会対策大綱にも取り上げられ、事故防止に取り組んでいる市町村の割合を平成21年までに100%とすることが目標値としてあげられている。また、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく「行動計画策定指針」に乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転倒・転落、やけど等の子どもの事故の防止のための啓発等の取り組みを進めることが望ましいとされていることより、市町村における事故防止の取り組みの現状を明らかにし、どのようなサポートをすることにより、全ての市町村が効果的な事故防止活動を実施できるかについて調査を行った。

全ての市町村の母子保健担当者を対象に郵送により調査を行ったところ、全体の約2/3にあたる1,995市町村から回答を得られたことより、ほぼ全国規模の現状の考え方を把握できたものと考えられる。

健やか親子21検討会報告書に事故防止対

策を浸透させるため、都道府県と市町村レベルに協議会や事故防止センターを設置することが望ましいと述べられているが、現在のところどちらも数カ所の設置であったが、北九州市などにおいて平成17年度中に計画されており、その必要性や具体的な内容がイメージされれば、さらに多くの地域に設置されていくものと考えられる。

事故防止活動については、乳幼児健診時に事故防止指導は89%、育児教室で40%、新生児訪問で37%、母子健康手帳交付で20%、母親・両親学級で14%で既に実施していると回答されていた。

また、健診時の指導方法としては、パンフレットの配布が93%と最も多かったが安全チェックリスト等を使用した事故防止の助言は16.4%にとどまっていた。

今回の調査は記入者の負担を考え往復はがきによる簡単な調査であったため、詳細な指導内容は不明であるが、事故防止の指導啓発は簡単な説明や啓発パンフレットの配布によるものが多いように感じられた。

それを裏付けるデータとして、事故防止活動について、充実していると感じている担当者の割合はわずか1.5%のみで、55%の担当者が不十分と考えていた。

単にパンフレットの配布だけでは、効果的な指導かは疑わしい。

サーベイランスについても、継続的に実施しているのは6%、過去に実施が7%見られたが、その内容については死亡統計なのか、医療機関における負傷者数や事故内容を含めたもののかなどの詳細については残念ながら明らかにできなかった。

希望するマニュアル内容としては、乳幼児健診の指導方法が78%、育児教室が58%など具体的な指導方法を希望していた。

また、マニュアル以外に必要なものについては、発達毎の事故防止パンフレットが78%、安全チェックリストが54%、子どものための安全教育教材が32%、子どもの事故防止を喚起するような教材が29%であった。

これらの結果より、既に多くの市町村ではパンフレットの配布や簡単な事故防止指導は行われているものの、多くの市町村では安全チェックリストなどを使用して、発達と関連した事故防止の指導を行いたいと考えているようであった。

また、教材開発や教材の提供による事故防

止活動をサポートするために事故防止センターを中央に設置することを 2/3 の市町村が必要と考えていた。事故防止マニュアルの配布については、無料で配布して欲しいと希望しており、出来れば書籍、ついでインターネットでの配信を希望している市町村が多かった。

結語

市町村の子どもの事故防止活動の現状と効果的な指導をするために必要な内容について全国 2/3 にあたる 1,995 市町村の母子保健担当者から回答を得て分析を行った。

その結果、乳幼児健診において、88%の市町村で何らかの事故防止指導は行われているものの、充実した指導とするのはわずか 1.5%で、半数以上で指導は不十分と回答していた。

また、事故防止マニュアルに希望する内容としては、乳幼児健診時、育児教室での指導方法を希望しており、そのために半数以上の市町村で発達毎の事故防止パンフレットや安全チェックリストなどの教材を希望していた。

文献

- 1) 清水美登里、梅田勝、竜田登代美他：小児の事故防止のための保健指導の試みー保健所における健診の場を利用して。日本医事新報 3566. 48. 1992.

- 2) 田中哲郎、市川光太郎、安藤昭和他：健診時に安全チェックリストを用いた事故防止指導の効果。平成 16 年度厚生労働科学研究（子ども家庭研究事業）。子どもの事故予防のために市町村活動マニュアルの開発に関する研究。平成 17 年 3 月
- 3) 田中哲郎：新子どもの事故防止マニュアル改訂第 3 版。診断と治療社。2003
- 4) 佐原康之：市町村の事故対策の支援方法についての研究、平成 13 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究報告書（第 4/7）：583-593、平成 14 年 3 月
- 5) 佐原康之、井口信子、井口禎士：自治体における子どもの事故防止対策協議会・事故防止センター等に関する取り組み状況調査、平成 14 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究報告書（第 3/11）：661-692、平成 15 年 3 月
- 6) 佐原康之：市町村における子どもの事故防止対策の取り組み状況の追跡調査について、平成 15 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究報告書：325-339、平成 16 年 3 月

表1 市町村別の回答数

	回答数	構成割合(%)
市	428	21.5
区	13	0.7
町	1,027	51.5
村	301	15.1
不明	226	11.3
合計	1,995	100.0

表2 事故防止活動実施状況

	回答数	構成割合(%)
乳幼児健診	1,772	88.8
育児教室	807	40.5
新生児訪問	735	36.8
母子健康手帳交付	414	20.8
母親・両親学級	286	14.3
子育てサロン	231	11.6
事故防止教育	74	3.7
その他	271	13.6
未記入	44	2.2

(複数回答)

表3 健診時の指導の形態および方法

		市町村(実数)	構成割合(%)
形態	個別指導	1,302	73.5
	集団指導	643	36.3
	その他	57	3.2
	不明	45	2.5
方法	パンフレット配布	1,645	92.8
	安全チェックリスト等を使用した助言	291	16.4
	パネルの展示	187	10.5
	ビデオ放映	44	2.5
	安全グッズ等の展示	156	8.8
	その他	205	11.6
	不明	24	1.4

(複数回答)

表4 健診時以外に市町村で独自に行っている小児事故防止対策の有無

	市町村(実数)	構成割合(%)
独自の事故対策あり	364	18.2
独自の事故対策なし	1,577	79.0
不明	54	2.7

表5 事故の実態調査(サーベイランス)実施の有無

	市町村(実数)	構成割合(%)
継続的に実施している	109	5.5
実施したことがある	135	6.8
実施したことなし	1,713	85.9
不明	38	1.9

表6 事故防止活動の充実度について

	市町村(実数)	構成割合(%)
大変充実している	4	0.2
充実している	25	1.3
普通	802	40.2
やや不足	694	34.8
不足	403	20.2
不明	67	3.4

表7 事故防止マニュアルの希望内容

	市町村(実数)	構成割合(%)
乳幼児健診時の指導方法	1,567	78.5
育児教室・子育てサロン等での指導方法	1,154	57.9
遊びの場面での指導方法	1,111	55.7
新生児訪問時の指導方法	791	39.6
サーベイランスの方法	487	24.4
母親教室・両親学級時の指導方法	421	21.1
予防接種の機会を利用した指導方法	322	16.1
その他	12	0.6

(複数回答)

表8 事故防止指導のためにマニュアル以外に希望するもの

	市町村(実数)	構成割合(%)
発達毎に事故防止パンフレット	1,557	78.0
安全チェックリスト	1,085	54.4
子どものための安全教育教材	630	31.6
事故防止喚起教材	580	29.1
事故防止パンフレット	572	28.1
その他	28	1.4

(複数回答)

表9 中央に事故防止センターの設置の必要性

	市町村(実数)	構成割合(%)
設置の必要性あり	1,327	66.5
設置の必要性なし	318	15.9
その他	206	10.3
不明	144	7.2

表10 事故防止マニュアルの配布方法

	市町村(実数)	構成割合(%)
書籍で無料配布	1,543	77.3
インターネットで無料配布	673	33.7
書籍で有料配布	24	1.2
その他	15	0.8
不明	24	1.2

母子保健事業のための事故防止指導マニュアル

はじめに

21世紀を担う子どもたちが健やかに成長し、幸福な生活を営むことは万人の願いである。しかし、残念ながら医学や文明が進歩したにもかかわらず、現在でも命を失う子どももみられている。その中で、事故により亡くなる子どもも決して少なくない。

1歳以降の小児期の死因順位の第1位は事故であり、年間3～4人に1人の子どもが医療機関を受診するような事故に会っているとされ、多くの子どもが事故により痛い思いをしている。事故は子どもの健全育成にとって大きな障害因子の一つと考えられる。

子どもの事故は最近の国内外の研究により、子どもたちの発達を見据えて適確に対応することにより大部分の事故は防止することが可能と考えられるようになっている。

これらのことより厚生労働省の「健やか親子21」、少子化社会対策基本法に基づく国の基本施策としての少子社会対策大綱において事故防止に取り組むことが取りあげられ、事故防止対策に取り組んでいる市町村の割合を100%にすることが目標値に掲げられている。

現状の市町村における事故防止活動は必ずしも十分でないことより、これらを支援するために母子保健事業において使用可能な事故防止マニュアルを作成する必要があるとされた。そこで、京都市、千葉県の現場で活躍している保健師や保育士などが参加した作成委員会を組織し検討を行った。その結果、市町村により事故防止活動のできる場、事故防止指導に割ける人手や時間は種々であることより、事故防止のための指導メニューを複数提示し、当該市町村で最も効果的で、適した指導メニューを選択してもらう内容のマニュアルを作成した。また、指導の際に使う教材が不足しているとの声も聞かれたことより、使用教材も併せて作成、提供することとした。

これらのマニュアルおよび使用教材は国立保健医療科学院のホームページ(<http://www.niph.go.jp>)から無料でダウンロードできるので、コピー、印刷等をして事故防止指導に活用されることを望んでいる。

このマニュアル・教材を活用することにより、市町村における事故防止事業が推進され、子どもの事故を防止することのお手伝いができれば幸いである。

平成17年3月

母子保健事業のための

事故防止マニュアル作成委員会を代表して

国立保健医療科学院 生涯保健部

田 中 哲 郎

第1章 子どもの事故防止対策の必要性	5
1. 事故防止対策の必要性	
2. 事故防止の可能性	
3. 子どもの事故防止対策の行政上の位置づけ	
1) 健やか親子 21 検討会報告書	
2) 次世代育成支援対策推進法	
3) 少子化社会対策大綱	
第2章 乳幼児事故の現状	8
1. 事故の定義と種類	
2. わが国の事故の現状	
1) 死因順位	
2) 事故死の全死因に占める割合	
3) 事故の種類別死亡数	
4) 死亡事故、入院事故、外来事故	
5) 年次推移	
(1) 死亡率の推移	
(2) 入院・外来受診率の推移	
第3章 子どもの発達と事故	14
1. 子どもの発達と事故の関連	
2. 月例・年齢別にみた事故	
1) 誕生から5か月まで	
2) 6～11か月	
3) 1～2歳	
4) 3～5歳	
第4章 事故防止指導プログラム	18
1. 事故防止指導プログラムについて	
1) 「事故防止の必要性」のリーフレット	
2) 「安全チェックリスト」と「指導ポイント」のリーフレット	
3) 「家庭内の絵」を用いた事故防止指導	
4) 家庭内安全点検（ホームセーフティ 100）	
2. その他の事故防止プログラム	
第5章 母子保健事業などの機会を利用した事故防止指導	21
1. 母子保健事業を利用した事故防止の指導	
2. 母子健康手帳交付	
1) 指導メニュー	
2) 指導方法	
3) 指導意義と課題	
3. 母親教室・両親学級	
1) 指導メニュー	
2) 指導方法	
3) 指導意義と課題	

4. 家庭訪問
 - 1) 指導メニュー
 - 2) 指導方法
 - 3) 指導意義と課題
5. 3～4 か月児健診、9～10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診
 - 1) 指導メニュー
 - 2) 指導方法
 - 3) 指導意義と課題
6. 育児教室、子育てサロン
 - 1) 指導メニュー
 - 2) 指導方法
 - 3) 指導意義と課題

第6章 事故事例36

1. 事故種類別にみた症例
 - 1) 窒息
 - 2) 溺水
 - 3) 誤飲
 - 4) やけど
 - 5) 転落
 - 6) 転倒
 - 7) 衝突
 - 8) はさむ事故
 - 9) 交通事故
2. 場所別にみた症例
 - 1) 台所
 - 2) 浴室
 - 3) 階段
 - 4) 居間
 - 5) 玄関
 - 6) 子ども部屋
 - 7) ベランダ

第7章 応急手当45

1. すり傷（擦過傷）・切り傷（切傷）・刺し傷（刺傷）
2. 骨折・脱臼・捻挫
3. 歯の外傷
4. 鼻出血
5. 頭部外傷（頭を打った）
6. 熱中症
7. 熱傷（やけど）
8. 目・耳・鼻の異物、虫刺され（虫刺症）
- 9-a. 誤飲
- 9-b. 咽頭異物（窒息）
- 10-ab. 心肺蘇生法
11. 乳幼児の応急手当

第8章 指導教材47

1. 指導教材

「事故防止の必要性」のリーフレット

「子どもの発達と事故例」のリーフレット

2. 指導教材

「安全チェックリスト」と「事故防止のポイント」

1) 母親教室・両親学級用

2) 健康診査用

①3～4 か月児健診

②9～10 か月児健診

③1 歳 6 か月児健診

④3 歳児健診

3. 指導教材

「家庭内安全点検チェックリスト」(ホームセーフティー100)

4. 指導教材

家庭内の絵

1) 居間

2) 洗面台・浴室

3) ベランダ

4) 台所

5) 玄関・階段

5. 指導教材

1) すり傷

2) 骨折・脱臼・捻挫

3) 歯の外傷

4) 鼻出血

5) 頭部外傷(頭を打った)

6) 熱中症

7) 熱傷(やけど)

8) 目・耳・鼻の異物、虫刺され(虫刺症)

9) 誤飲、喉頭異物(窒息)

10) 心肺蘇生法

11) 乳幼児の応急手当のポイント

第1章 子どもの事故防止対策の必要性

1. 事故防止対策の必要性

わが国は戦後60年を迎えようとしており、この間保健医療関係者の絶え間ない努力により、子どもの疾病による死亡率は著しい減少を見ている。一方、事故による死亡者も年々減少しているものの、その減少の程度は疾病に比べると鈍く、事故による死亡が1歳以降の子どもの死亡原因の第1位を占め、全死亡者に対して大きな割合を占めるに至っている。

このような中で子どもの死因順位表を詳細にみると、保護者への啓発により死亡する子どもを減少させられる可能性のあるものとしては、0歳の死因順位の第3位の乳幼児突然死症候群(SIDS)と1~4歳、5~9歳の死因順位の第1位である不慮の事故が考えられる。実際、乳幼児突然死症候群(SIDS)は「うつぶせ寝を止める」などのキャンペーンにより、この数年で死亡数が半数近くに減少している。不慮の事故についても、今後、保護者に事故防止の啓発・教育を実施することにより、更に死亡数の減少が期待され、このことより多くの先進国において、事故防止のための研究や対応が積極的になされている。

わが国でも厚生省(当時)児童家庭局の「健やか親子21」検討会において、事故防止は21世紀の初頭に解決すべき重要なテーマとして取り上げられている。また、政府の少子化対策大綱においてもすべての市町村で事故対策を行うことが目標値にあげられている。

これらのことより全国の保健医療関係者は今後一層子どもの事故防止について取り組むことが求められている。

2. 事故防止の可能性

わが国においても、厚生労働省の事故防止の研究班が設置され、子どもの事故の実態や防止のための多くのプログラムが開発され、健診時に事故防止のための保健指導を積極的に実施すると事故の発生を有意に減少する¹⁾。北九州地域で行った事故防止の研究により安全チェックリストやパンフレットなどにより積極的に保護者に事故防止の指導を行うことにより、医療機関を受診した事故の発生件数が有意に減少する²⁾ことが明らかになり、これらのプログラムによる啓発活動は有効であることが確認されている。

また、子どもの事故を経験した保護者の8割以上が、少しの気配りで防止可能としている。北九州地域で行った事故調査³⁾によると1歳6か月までに約4人に1人の子どもが医療機関を受診する事故を経験し、複数回の事故経験も入れると、事故発生頻度は30%以上にも達しており、防止対策があるのにもかかわらず多くの子どもが痛い思いをしている。

保育園においても発達段階ごとにリーフレットを使用する啓発をすれば、多くの事故が防止可能だろうとされている⁴⁻⁵⁾。

3. 子どもの事故防止対策の行政施策上の位置づけ

1) 健やか親子21検討会報告書

厚生省(当時)の「健やか親子21」検討会報告書の第3節、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備に以下のように記述されている。

1 問題認識

諸外国と比べて乳幼児の事故死が多いなどの克服すべき課題への対応も求められる。

2 取組の方向性

(1) 地域保健

事故等の予防

乳幼児が家庭の風呂場で溺死する事故や児童生徒の交通事故による死亡も多く発生しており、家庭と学校、地域が一体となって小児期の事故防止対策を進める必要がある。

3 具体的な取組

(1) 地域保健

小児の事故等

小児の事故の大部分は予防可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、家庭や乳幼児・児童を扱う施設の関係者に対し、あらゆる機会を利用して情報提供、学習機会の提供を行う。家庭と地域における事故防止対策を浸透させるために、まず都道府県と市町村レベルに協議会を設け、地域における目標を設定し、事故防止対策の企画・立案、推進・評価を行う。

保健所等に事故防止センターを設置し、家庭や乳幼児・児童を扱う施設の関係者に対し、事故事例の紹介、具体的な事故防止方法の教育の実施、乳幼児の模型を用いた心肺蘇生術等の応急手当の学習機会の提供等を行う。地域で生じた小児事故事例について医療機関等から定期的に把握し、原因の分析等を行うと共に、関係者に対しその情報提供を行う。

また、事故は家屋や施設の構造上に問題があるなど物理的な環境で生じることも多いことから、物理的環境の改善を進める等の取組も考えられる。併せて、マスメディアを通じた広報も活用していく。

表1 取組の目標（2010年まで）

指 標	現状(ベースライン)		2010年の目標
不慮の事故死亡率	2000年	(人口10万対)	半減
	0歳	18.2	
	1～4歳	6.6	
	5～9歳	4.0	
	10～14歳	2.6	
	15～19歳	14.2	
事故防止対策をしている家庭の割合	2001年		100%
	1歳6ヶ月児	4.2%	
	3歳児	1.8%	
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	2001年	31.3%	100%
		※1歳6ヶ月児のいる家庭	
心肺蘇生法を知っている親の割合	2001年		100%
	1歳6ヶ月児	19.8%	
	3歳児	21.3%	

2) 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づく「行動計画策定指針」に以下のように記述されている

市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(2) 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

乳幼児健診等の場を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

(6) 子ども等の安全の確保

子どもや母親の健康の確保

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開すると共に、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

2 都道府県行動計画

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

様々な機会を通じて誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。

(6) 子ども等の安全の確保

子どもや母親の健康の確保

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

市町村行動計画での記載と同文

3) 政府の少子化社会対策大綱

平成 16 年 6 月に政府の少子化対策大綱がまとめられ、大綱に基づき、内閣総理大臣が会長となり、全閣僚で構成する少子化社会対策会議を設置し、ここを中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとしている。この中で、対策の効果的推進を図るための重点施策の具体的実施計画において、家庭内等における子どもの事故防止対策の推進があげられ、乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組を推進するとし、目標値として事故防止対策に取組んでいる市町村の割合を 100%とすることがあげられている。

指 標	平成 21 年度目標値
事故防止対策に取り組んでいる市町村の割合	100%

文献

- 1) 清水美登里, 梅田 勝, 竜田登代美他: 小児の事故防止のための保健指導の試みー保健所における健診の場を利用してー, 日本医事新報, 3566: 48, 1992
- 2) 田中哲郎他: 北九州地域における子どもの事故防止介入研究, 平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)「子どもの事故予防のための市町村活動マニュアルの開発に関する研究」報告書, 平成 17 年 3 月
- 3) 田中哲郎, 亀井美登里, 石井博子他: 子どもの事故発生とその防止の可能性, 平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)子どもの事故防止と市町村への事故対策支援に関する研究平成 15 年報告書, 227-235, 2004. 3
- 4) 田中哲郎: 小児保健, 小児科臨床 52: 2347-2356, 1999
- 5) 田中哲郎, 石井博子: 保育園における事故防止プログラムの評価. 厚生省厚生科学研究「子供の事故とその防止に関する研究」報告書, p 357, 平成 12 年 3 月